

障がい者サービス（障害者総合支援法）

どんな人が受けられるの？

- ・身体障害者、精神障害者、知的障害者、（発達障害者の方も含む）の方が対象になります。
- 平成 29 年 4 月 1 日から、傷害福祉サービス等の対象となる疾病が 358 疾病に拡大されました。
- ・対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

どんな援助を受けられるの？

- ・居宅介護（ホームヘルプサービス）と言い、介護保険と同じように身体介護・家事援助（生活援助）のサービスを受けることができます。

身体介護…お身体に直接触れて生活の中で必要な援助を行います。

例) 起床介助…ベッドや布団から起きる、パジャマから服への着替え、洗面、
トイレ介助オムツ交換) など

就寝介助…服からパジャマへの着替え、トイレ介助（オムツ交換）、ベッド
や布団等へ寝る等その他にも、入浴、（清拭…身体を拭く）介助、食事介助
…などが有ります。

家事援助…ご利用者様ご本人の調理、買い物、掃除、洗濯…などの支援を行ないます。

※ご契約様ご本人の支援だけを行い、ご家族様への調理、買い物、洗濯等は行
いません。

地域支援事業（移動支援）

安心して障がいのある方が外出できるように、資格取得した介護員が社会参加のお手伝いをさせていただくことを目的としたサービスです。

障害等のために外出時に介護等が必要な全身性身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、

難病患者等にヘルパーを派遣して、外出時の介護等を行います。

障害サービス利用料金

次の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

区 分		時 間	単 価	特定事業所加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅱ	合計負担額	備 考
身体介護	保険適用分	30分以上 1時間未満	3,920円			10% 加算	22.0% 加算
		1時間以上 1時間半未満	5,700円	766円			
		3時間以上	8,940円	1,200円			
		3時間以上 30分ごとに	810円				
家事援助	保険適用分	45分以上 1時間未満	1,910円	10% 加算	22.0% 加算	256円	
		1時間以上 1時間15分未満	2,310円			310円	
		1時間半以上 15分増すごとに	3,010円 340円			404円	

※令和元年10月 障がい者総合自立支援法 告示

※初回の訪問時と同月内にサービス提供責任者が訪問した場合に初回加算として200単位加算させていただきます。（過去2か月間利用実績のなかった場合も加算）

※居宅介護サービスに位置付けられていない訪問を、緊急時に利用者またはご家族の要請により行った場合1回あたり100単位加算させていただきます。（月2回まで）

※中山間地域に居住している者に対して提供されるサービスについて、所定の単位数の15%を加算させていただきます。

※当事業所は平成31年4月1日より、特定事業所加算【Ⅱ】を届け出いたしました。この事で利用者様には所定単位数の100分の10に相当する単位数が加算されます。

※介護職員改善加算として事業所が受け取る費用は全額介護職員（ヘルパー）に支給される事となっています。当事業所は平成31年4月1日より介護職員処遇改善加算【Ⅱ】を届け出いたしました。この事で利用者様には月額利用料の22.0%の1割が自己負担として発生します。

自費サービスの提供

障害サービスが適用できない場合は、『自費サービス』があります。

このサービスは、おひとり暮らしの方の安否確認、大掃除、ご家族の食事作り、通院等、色々なサービスがあります。サービス利用料は1時間当たり身体・通院介助2,500円、生活援助2,000円となります。サービス提供時間、訪問回数についてはご相談ください。

※サービス提供時間によって料金に変更になりますので、ご契約時にご説明いたします。